

29食産第2890号

平成29年9月28日

北海道 卸売市場担当部局長 殿

農林水産省食料産業局食品流通課長

小売活動等を含めた地方卸売市場の運用のあり方について

内閣府の「平成29年 地方分権改革に関する提案募集」において、小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈の明確化について提案があり、農林水産省より、別紙のとおり回答したので、地方卸売市場の行政に当たって参考とされたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

【提案事項（事項名）】

小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈の明確化等により、地方の特色を生かした市場運営を可能とすること。

【農林水産省からの回答】

卸売市場法第2条第2項において、「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場」と定義づけられているが、このことは、卸売市場では卸売が主体であるということの意味しており、一部で小売が行われることまでも禁止しているわけではない。

国の認可を得て開設される中央卸売市場の場合、仲卸業者が市場内の店舗を利用して恒常的に小売活動を行うことを、原則として卸売市場法の目的外使用に該当するとしている。

他方、例外的な取組として、卸売業務への影響や地域の小売業者との商業調整等に配慮した上で、イベント等において中央卸売市場内で小売活動を行うことは認めている。

今回提案のあったのは地方卸売市場であり、都道府県知事の許可を得て開設されることから、指導監督権限は都道府県知事に委ねられている。したがって、地方卸売市場の運用のあり方については、地域毎の実情を踏まえ、都道府県知事が判断して差し支えない。

(参考) 内閣府「平成29年 地方分権改革に関する提案募集」

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/index-h29.html>

なお、提案内容の詳細等については、以下のページ中の管理番号29の個票を参照されたい。

http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/tb_29_ko_kal_12_1_maff.pdf